第6回 小田原市人権推進指針策定委員会 会議録

日 時 平成22年8月23日(月) 午後2時00分~4時25分

会 場 小田原市役所 3階 全員協議会室

出席者

■委員:吉田委員長、工藤副委員長、秋山委員、小澤委員、木原委員、 三宮委員、志村委員、鈴木委員、畠山委員、廣井委員、二見委員 ※欠席 → 佐藤委員

■市職員:【福祉健康部】清水 福祉健康部長、日比谷 福祉健康部次長、

【事務局職員】穂坂 福祉政策課長補佐、橋本 主査(福祉政策課)、 篠原 暮らし安全課長、

傍聴者 0人

会議内容

1 議題

(1) パブリックコメントを受けての再検討について

〇吉田委員長	本日は、ご多忙の中をご出席いただき誠にありがとうございます。
	定刻となりましたので、ただいまから第6回小田原市人権推進指針
	策定委員会を開催させていただきます。
	まず、本日の会議にあたり、事務局からご報告をお願いいたします。
○事務局	福祉健康部次長の日比谷でございます。
【日比谷福祉健康部次長】	本日は、何かとお忙しい中、また、お暑い中、ご出席いただき誠に
	ありがとうございます。
	本日の会議の出欠状況でございますが、本日の会議には、横浜地方
	法務局小田原支局の支局長である佐藤委員から欠席されるとの連絡を
	受けております。
	現在、11名の委員の皆様にご出席いただいております。
	策定委員会設置要綱第5条の規定により本日の会議が成立すること
	をご報告申し上げます。
	続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。
	まず、事前に送付させていただきました資料(1点)といたしまし
	て資料1「寄せられた市民意見(概要版)」でございます。
	また、本日卓上に配付させていただきました資料でございますが、
	まず、「会議次第」、「委員名簿」、「事務局出席者名簿」、資料1」「寄せ
	られた市民意見 (概要版)」、それから、A3・右片袖折・3枚組・ホ
	ッチキス留めの資料となってございますが、「市民意見比較表(現状と
	課題)」、これは素案を真ん中にして意見提出者B、Cの意見を、仮に
	反映させてみたらこういう形になるのかなといった比較資料でござい

ます。次に、「市民意見比較表(主要施策の方向)」、素案に意見提出者 B、Cの意見を、仮に反映させてみた資料でございます。それから、「指 針(素案)に対する市民意見を受けての事務局(案)」、これは、皆さ んの議論の参考となるように、寄せられた意見を踏まえての事務局と しての「たたき台」として用意してみたものでございます。最後に、 厚い冊子となってございます「指針(素案)」でございます。

資料につきましては、以上でございますが、資料に不足がございま したら、お知らせいただきたいと存じます。

資料に不足ございますか。よろしければ、事務局からの報告は以上 でございます。

〇吉田委員長

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

議題(1)「パブリックコメントを受けての再検討について」を進めていきたいと思います。

はじめに、事務局から、パブリックコメントの結果について説明い ただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局

【穂坂福祉政策課長補佐】

それでは、「パブリックコメントの結果について」を説明させていた だきます。

最初に、パブリックコメントに入るまでの経過につきまして、若干、 説明させていただきます。

5月24日に開催されました第5回策定委員会での意見を踏まえ、指針(素案)につきまして、6月7日に正副委員長と文言等の調整をさせていただきました。市民意見の募集に用いる指針(素案)をまとめさせていただき、6月17日に、議会の常任委員会におきまして、小田原市人権施策推進指針(素案)に対する市民意見の募集を行う旨、報告をさせていただきました。

そして、7月1日から1ヵ月間、いわゆるパブリックコメントを実施したわけでございます。なお、市民意見の募集に際しましては、市役所の支所等に指針(素案)を備えるほか、小田原市ホームページに指針(素案)を掲載するとともに、タウン誌等へ、パブリックコメントの実施をする旨の記事を掲載いただくなどして周知をいたしました。

その結果、意見といたしまして、件数で24件(1個人・2団体)の 意見が寄せられたところでございます。

寄せられた市民意見の内容でございますが、意見のボリューム等に、 ばらつきがございましたので、事務局の方で整理させていただき、先 に、資料1「寄せられた市民意見(概要版)」として、皆様に送付させ ていただいたところでございます。 引き続きまして、<u>資料1</u>、及び、卓上配付させていただきました 資料につきまして説明させていただきます。

まず、はじめに右上に<u>資料1</u>とある資料でございますが、これは、 先日、事前送付させていただきました資料でございます。先ほども申 し上げましたように、1個人・2団体から寄せられた意見でございま す。

A(個人)から寄せられた意見でございますが、2点ございます。 1点目が、生活保護に関連した件でございまして、生活保護費の一部 前渡しを制度化することを指針に記載いただきたいという意見でございます。もう1点につきましては、IV 分野別施策の推進」に、「貧困の解消」、「貧困問題への取り組み」を大項目として掲げることを提案されたものでございます。

次に、B及びCから寄せられた意見でございますが、こちらは、個人ではなく、団体から寄せられた意見でございます。

Bからは8件、Cからは14件をそれぞれ提出いただいておりますが、これら全ての意見につきましては、この場で、事務局として回答するものではありませんが、今後、団体等と協議していく内容もあると考えてございます。団体に関連しまして、若干、説明させていただきます。県内には、行政が対応している団体として三つの団体がございますが、いずれの団体も、「同和問題は完全に解決した」という認識はいたしておりません。目標は一緒でございますが、考え方や手法等につきましては、団体ごとに違いがあるというふうにご理解いただきたいと思います。

この資料をご覧いただきましてもお分かりになるのかとは思いますが、例えば、一つに、差別事象にしても、ある団体は、昔より減少してきていても、「あるのは事実だ」と。また、もう一方の団体は、ほとんど存在しなくなっていているのだから、「もう、ないだろう」と。また、「実際に事件としてあがっているものはほとんどない」というような捉え方をしている団体というように認識してございます。

次に、本日、配付させていただきましたA3版の資料について説明 させていただきます。

このA3版(横書き)の資料でございますが、真ん中が、市民意見募集時点における指針(素案)となってございます。これに対して、左側が、意見提出者「B」から提案された意見のみを反映させてみたものを網掛けとして落としたもので、右側が、意見提出者「C」から提案された意見のみを反映させてみたものを網掛けとして落としたものとなってございます。また、二重取消線を引いたものは、「削除していただきたい」ということで提案された部分でございます。

3枚のうち、1枚目が「現状と課題」の関係でございまして、同様に、2枚目が「主要施策の方向」に関してのものでございます。

そして、3枚目でございますが、こちらには左右の対比となってございますが、左側が、市民意見募集時の指針(素案)の内容、右側が、2団体からの意見を踏まえ、事務局として用意させていただきました「たたき台」となってございます。

次に、内容について若干触れさせていただきたいと思います。

まず、網掛けの部分でございますが、左側では、「同和問題(部落差別)は、」からはじまり3行程度ございますが、この部分を事務局なりに2行にまとめさせていただいたものが右側の内容でございます。

「同和問題(部落問題)」としておりますが、先の素案では、「同和問題(部落差別)」という表記となっておりましたが、「部落差別」は、捉え方として、もう少し大きい部分で捉える必要があるのではないかということで、「同和問題(部落問題)」といたしております。少し読ませていただきますと、「同和問題(部落問題)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が不当に差別され、基本的人権が侵害されるという問題です。」といたしてございます。左側の方では、「社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、現在もさまざまなかたちで現れている重大な人権問題です。」としてございましたが、一つには「重大な人権問題」、人権問題については様々な分野・課題がございますが、人権問題としてはいずれも重大な問題であることを踏まえ、広義的な意味で、「重大な」という表現を外してございます。

また、中断から下段にかけての、「小田原市においても、」からはじまる部分でございますが、市民意見募集時の指針(素案)における、「諸施策を実施し、これにより環境面では一定の改善が図られてきました。」という表記については、その部分を右側に記載のように、「諸施策の実施により、住環境面では、相当程度の改善が図られてきました。」とし、この後に、「また、意識面では、人権教育・啓発活動等の取組により、差別意識の解消に努めてきましたが、意識面では、世代間の差を伴いながら潜行した形で見られる部分もあります。」といたしてございます。

また、今までと重複する部分もあるのですが、「一方、国内に目を向けると、戸籍等の不正取得、インターネットによる差別書き込みなど、同和問題解決の障害となるような行為が見受けられます。」といたしております。市民意見募集時の指針(素案)では、「インターネットによる悪質な差別書き込みなど」としておりましたが、差別書き込みは元々悪質なわけですから、「悪質な」という形容詞は外してございます。

市民意見募集時の指針(素案)からの変更箇所については、以上で ございます。 なお、一点、資料1について訂正をお願いいたします。 本日、委員の皆様に配付させていただきました分につきましては訂 正済ですが、事前に送付させていただきました資料1|「寄せられた市 民意見(概要版)」におきまして、A(個人)の意見の中の、「No.2」 の意見のうち、「指針(素案)に対する意見」の欄の6行面ですが、5行 目から読み上げますと、「『ホームレス』として分類された特定の人々 に関する記載がない」というようになってしまっておりますが、「記載 がない」ではなく、正しくは「記載しかない」でございますので、こ の場を借りまして、訂正させていただきます。なお、本日配付の資料に おいては訂正済でございますので、よろしくお願いいたします。 〇吉田委員長 ありがとうございました。 一括してご説明いただきましたが、まず、A(個人)の方からいた だいた意見、「貧困問題」の方からご意見をいただきたいと思います。 具体的には、「生活保護費の一部前渡しの制度化」、「貧困の解消」、「貧 困問題への取り組み」といった内容でございます。事務局の方から、 修正案が出ていないことについては、さまざまな理由があるのですが、 「雇用の問題」、「年金、保険の問題」、「生活保護の問題」というのは 重層的に生じまして、経済政策等との係わり合いがございます。市の 守備範囲を若干といいますか、大分多く越えるところがございまして、 何がなし得るかというところで、まず、市としては案が出しにくいと ころでございます。その辺を踏まえていただきまして、Aの方のご意 見につきまして、何かご意見等をいただければと思います。 |資料1|を見ますと、一番右の欄に、「具体的な提案」とありますが、 〇工藤副委員長 これは、「市の方でこうしたい」という意見なのでしょうか。「提案す る」ということが二つ書かれているのですが、これは、あらためて書 き加えるという意味なのでしょうか。 |資料1||の見方でございますが、基本的に、意見は文面でいただいて 〇事務局 【橋本福祉政策課主査】 ございます。具体的には、まず提出者の「意見」がございまして、そ の「意見」を提出された方から、例えば、Aの方の「No.1」のところ ですと、「公の制度として、生活保護開始申請時においての生活保護費 の一部前渡しを制度化することを提案する」、また、「『小田原市人権施 策推進指針』にもその旨を記載することを提案する」というものが記 載されておりました。寄せられた意見として、意見部分と、この「指 針(素案)」に対して意見提出者が、「こうしたらどうか」という提案 部分が併せて記載されておりましたので、全てを一文で表現しますと、 分かりにくい部分もありますので、これを事務局の方で、提出者から

	の意見を「指針(素案)に対する意見」と「具体的な提案」に切り分
	けさせていただいております。
	ですので、単に「意見」だけの場合は、「指針(素案)に対する意見」
	の欄のみの記載となりますが、提出者からの具体的な提案部分につい
	ましては「具体的な提案」という欄に、その部分を抜き出した形で記
	載させていただいてございます。
〇工藤副委員長	そうしますと、これは、市側の提案ではなくて、提出者からの具体
	的な提案であるということで理解してよろしいわけですね。
○事務局	はい。
【橋本福祉政策課主査】	
〇畠山委員	一つ目の意見は、具体的に、何か制度をこういうふうに、生活保護
	費の一部前渡しをしたらどうかとの提案ですから、それは市の事業と
	してやっていただければ良いわけで、この指針に書くレベルの話では
	ないのではないかと思っております。
	それから、二つ目の意見は、「IV 分野別施策の推進」のところに、
	「貧困の解消」といったようなものを加えるべきだということですが、
	「人権」として、我々がいままで議論してきたものは、「女性」、「子ど
	も」、「障害者」、「ホームレス」といったように、主に、人の属性につ
	いての人権について議論してきたわけであって、「貧困」というものは、
	少しなじまないのではないかと私は思っておりますので、これはなく
	ても良いのではないかと思っております。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	「貧困の解消」、「貧困問題への取り組み」というものを入れるとし
	ましたら、どういうふうに入れるのかというのは難しいのですが、そ
	の対案といたしまして、先ほど、事務局と相談したところでは、例え
	ば、別途、卓上配付いたしてございます「小田原市人権施策推進指針
	(素案)」(市民意見募集時の内容)の「I 人権施策推進指針の策定
	にあたって」の「1 指針策定の趣旨」の、一番上の大きな固まりの
	最後のあたり、「家庭における子どもへの虐待、学校におけるいじめ、
	高齢者、障害者に対する」といった個別の問題のリストのところに、
	何かしらの記載をすることではどうかとする対案を考えております
	が、そのような感じでいかがでしょうか。
〇木原委員	私は、ただいまの畠山委員の意見と似ているのですが、「生活保護」
	の部分については、国の制度でありまして、この「生活保護費の一部
	前渡しを制度化することを提案する」といったことをこういうところ
	に書くのは、少し場所が違うのではないかなと思います。また、次の
	社会福祉協議会のことにつきましても少し違うのではないかなと思い
	ます。「貧困」に関して言えば、例えば、「私ども」では「子どもの貧

	困」というのも、一つのテーマになっておりますので、多分、「貧困」
	と入れると全部にかかってしまうと思います。吉田委員長がおっしゃ
	られたように、冒頭部分への記載ということで良いのではないかなと
	思います。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	ほかにご意見ございますか。
〇工藤副委員長	私も、ただいまの意見に賛成です。「貧困」とすると、失業とか生活
	の問題とか、かなり、おおがかりなことだという部分で、「こういう問
	題がありますよ」と。「そこから、いろいろな問題が発生していますよ」
	と。「場合によっては人権問題に発展しますよ」と。問題提起というこ
	とで、前文のところに掲載した方が良いと思います。
〇吉田委員長	工藤副委員長、ありがとうございました。
	ほかにはございますか。
○事務局	市民意見の募集において、この「貧困問題」に係る提案がございま
【橋本福祉政策課主査】	した。事務局といたしましても県内他市等の人権施策推進指針等にお
	きまして、どのような記述がなされているかということで確認なりし
	たところでございます。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(平
	成14年3月閣議決定)では、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害者」、
	「同和問題」、「アイヌの人々」、「外国人」、「HIV感染者・ハンセン
	病患者等」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」、「インターネ
	ットによる人権侵害」と、個々の課題として 11 項目の人権課題が列挙
	されています。
	この、人権教育・啓発を実施していく分野と「貧困」というものの
	関係については難しいところもあるのですが、県内他市等の人権施策
	推進指針におきましても、「貧困」ということで大きく一項目を設けて
	いる、項目出ししている自治体はございませんでした。
	恐れ入りますが、お手元の「小田原市人権施策推進指針(素案)」の
	30 ページをお開きいただきたいと思います。30 ページには資料編とし
	て「憲法が規定する人権」を掲載してございます。その中で、提案者
	の方が言われるのは、やや下段にある「社会権」のうちの「生存権(第
	25条)」の部分かなと思われます。事務局の方でも「派遣切り」、「ワー
	キングプア」といったようなことが、近年、社会問題化していること
	については認識しておりますが、これらの問題と、教育・啓発という
	ものを、市の施策として関係付けていくのは、なかなか難しいところ
	もございます。国の施策としての雇用対策との関わりのある部分もご
	ざいまして、冒頭に畠山委員がお話されましたように、その方の属性
	といいますか、現在置かれている状況、それが、ずっとつながってお
	りますので、記載するとしたら、前文のところで触れるのも一つの方

	V
	法ではないかと考えてございます。
	以上です。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	決して問題がないというわけではなく、非常に深刻なんですが、実
	際問題として、施策の中に、指針等の中に入れるのも難しいというの
	が実情ではないかと思いますが、ほかにご意見ございますか。前文へ
	の記載ということでよろしいでしょうか。
※「はい」との声あり	
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	それでは、Aの方からのご意見につきましては、先ほど、申し上げ
	ましたとおり、1ページ「I 人権施策推進指針の策定にあたって」
	の「1 指針策定の趣旨」の中に加える形で文案をお考えいただきま
	して、ご意見を反映させるような扱いとさせていただきます。
	それでは、次のご意見(B・C)の方に移らせていただきます。
	「IV 分野別施策の方向」の「5 同和問題」に関するご意見でご
	ざいます。先ほども、事務局からご説明がございましたが、目的は同
	じなのでしょうけれども、かなりシャープに対立するところもござい
	ます。委員の皆様からご意見等をいただきたいと思います。
〇工藤副委員長	確認ですが、A3の資料、この最後のページ(3枚目)に、右側と
	左側に分けた記述がありますが、左側が現在の指針(素案)における
	原案ですよね。それで、右側の方が、それに対して、パブリックコメ
	ントをいただいて、それで、こうしてはどうかという市の再原案とい
	うことですよね。
〇事務局	考え方としてはそうでございます。
【穂坂福祉政策課長補佐】	
〇工藤副委員長	資料にあるのは、「現状と課題」の部分なんですが、あとの具体的な
	施策等については、特に修正等は検討されていないということでしょ
	うか。
〇事務局	「主要施策の方向」につきましては、2枚目のところの真ん中に記
【穂坂福祉政策課長補佐】	載してございます内容、原案のままということでどうかと考えてござ
	います。
〇事務局	原案でどうだろうかということで、事務局としては、特に修正の形
【日比谷福祉健康部次長】	はとっていないということです。もちろん、本日の皆さんからのご意
	見がありますので、よろしくご検討いただきたいと思います。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	いくつか対立するご意見がございまして、指針 (素案) における「主
	要施策の方向」の方の、現在話題となっております部分につきまして
	はいくつかの対立点があるのですが、網掛部分をご覧いただいて、最

終的に修正をなすべき点があれば修正をしていきたいと思います。

例えば、ここには反映されてはいないように思いますが、「主要施策の方向」のうち、「3 えせ同和行為の排除」について「記載位置が早いのではないか」と。「これは最後に回したらどうか」というようなご意見もありましたが、これについては、私も、もっともかなというふうに思ったりしております。

また、解釈の部分で、若干、「生活実態や意識の把握」ということを、「5 関係団体との連携」の中で、素案の方で書いておりましたところ、「市の方で生活実態調査を行うのでは」と懸念される団体もございまして、それは、そういう趣旨ではなくて、個別の事象といいますか、個別の相談の中から実態を把握するというような、直接ではなくて関係団体やNPO団体との関係で、そもそもの問題を把握していくというふうな趣旨であるというふうなことをどうやったら明確にできるかという部分が難しいところでございます。

それと、Bの方の「No.4」のご意見のところが、また対立いたしておりまして、現状把握という点について、一方は、ナイーブな反応をされていて、もう一方は「把握すべきだ」とおっしゃっております。その辺をどのように書くかというのが難しい問題で、中立的なところにするのが委員会としてはよかろうと思うのですけれども、ご意見をいただければ幸いでございます。

〇工藤副委員長

実は、もらっていた資料を、今日、見たのですが、今までの小田原市の同和行政がどうであったのか、どういう方針に基づいてやっておられたのか、そこが問われていると思うんです。小田原市の方針・施策が、具体的にどういう認識のもとに行われていたのか、それをきちんとすれば、それほど難しい問題ではないと思います。ただ、あまりいろいろな意見を聞いてしまうと、市の行政とマッチしないということがあれば、それは市の方できちんと貫いていくという視点がとても大事なので、それがどうなっているのかなということを若干疑問に感じました。それから、小田原市には、実態があるので、実態があるところでの実態把握と、それから地域の人たち、当事者もいるわけですから、そことの意見交換、そこの意見がどのように反映されているのかなということも疑問に感じております。

いろいろな意見があるようですけれども、同和問題をどのように捉えているのかということが一つはあると思います。部落差別だけではないという意見もあるようですが、実際、同和問題というのは部落差別ですよ。ですので、きちんと位置付けした方が良いのではないかと。「部落」となっていますが、これは「集落」という意味ですから。まあ、「被差別部落」とすれば別ですけれども。ちなみに、これはいつも

	T
	携帯しているのですが、神奈川県が出した資料があります。これは、
	平成 16 年 3 月に神奈川県の教育委員会が出した資料です。「同和問題
	の正しい理解のために」というパンフレットですが、そこでは、はっ
	きりと、「同和問題(部落差別)」ということで掲載されていて、「こう
	いうことで、同和問題とはこういう部落差別問題ですよ」と。それで、
	「解決に向けて県民へ周知します」という資料があります。これは調
	べてみれば分かると思います。したがって、別に、「同和問題」が、即
	「部落差別」ではないということではなくて、差別そのものであると
	いうことは理解できるのではないかと思っております。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	ただいまのご意見は、結局、修正案の最初のところの部分について
	で、A3片袖折りの、1枚目の右側のページになるかと思いますけれ
	ども、「同和問題(部落差別)」とするか「同和問題(部落問題)」と広
	く書くかというふうなご意見だと思います。
	この点についてはいかがでしょうか。実は、「『差別』というものの
	定義を述べよ」というようなコメントもいただいておりまして、ある
	意味、哲学的な話になってしまいますが、委員さんのご意見はいかが
	でしょうか。
〇二見委員	「部落差別」とか、「部落問題」という言葉の使われ方の問題という
	ことで考えてみると、「部落差別」というふうに言われてきた歴史の方
	が長いといいますか、あるいは長かったというのか、そういうふうに
	私は理解しております。本質といったことは別のところにあるかも知
	れませんが、こういう「部落差別」という使われ方をしてきた長い経
	過があるというふうに私は理解しておりますので、そういう経過を率
	直に言葉にするということが、多くの市民の皆さんも理解しやすいの
	ではないかなと思います。
〇吉田委員長	ありがとうございます。
	ほかにご意見いかがでしょうか。
〇廣井委員	例えば、工藤副委員長は、いろいろ組織の中で関わってこられた部
	分もあると思うのですが、私の場合は、あまり深く関わっていない、
	関わっていていないということで、正直、分からない部分もあります。
	例えば、Bの方とCの方というのは、同じく「同和問題」のことを
	取り上げられながら、考え方が異なっておられますよね。今、工藤副
	委員長が言われたことをCの方は「違うんだ」と言っておられます。
	また、「同和問題と部落差別の概念は同じではない」という言い方をさ
	れておりますよね。何でも、いろいろなことについて、さまざまな捉
	え方、意見があると思うのですが、例えば、BとCの方の意見という
	ものが、なぜこれほどまでに違うのか、何で違ってくるのかというこ

とについて、その辺を教えていただけるとありがたいと思います。

もう一つは、市の方で用意された「■指針(素案)に提出者「B」の意見のみ反映させた場合」と「■指針(素案)に提出者「C」の意見のみ反映させた場合」という資料の考え方がよく分かりません。折中案を採るというのもおかしいのですが、これは、「小田原市としては、こう考えているよ」ということで良いと思うのですが、深く考えると、先ほど、工藤副委員長が言われたように、今まで、行政がこの問題に対してどのように関わってきたかということも関係してくるかと思います。分からない部分も多いのですが、委員として参加している以上、もう少し理解しなければいけないと思いましたので。

〇吉田委員長

ありがとうございました。

いかがいたしましょうか。

事務局からご説明いただきましょうか。それとも、工藤副委員長に お願いいたしますか。

それでは、まず事務局から、その後に、工藤副委員長から、それぞれお願いしたいと思います。

〇事務局

【穂坂福祉政策課長補佐】

先ほども申し上げましたように、トータルで、目標、目指すところは同じであろうということなんですけれども、そこに至るまでの経過の部分で考え方、手法が異なっていると認識いたしております。

例えば、一つの例を申し上げますと、「主要施策の方向」の「1 人 権教育・啓発の推進」のところで、「結婚、就職等に関わる差別や偏見」 とありますが、これらについて、一方の団体は、「当然ある」と。昔は 全体として10の事象があったところ、減ってきて現在は1~2程度に なってきた場合でも、件数として1件でもあれば「当然、差別はある」 という認識をされます。もう一方の団体は、先ほども少し触れました が、「同和問題は、基本的に解決したものと認識している」あるいは「同 和問題は残された課題もあるが、総仕上げの時期であると認識してい る」とする考えを持ち、昔は全体として10の事象があったところ、現 在は、1~2程度になってきているならば、「ほとんどない」と。それ も事件性、侵犯事件としてなら別ですが、「もう、ないのではないか」 という考え方、あるいは、心理的な部分について、「同和問題に限らず、 他の人権問題に関しても一緒である」として、「別に、問題ではない」 という考え方であると認識いたしております。ですから、「ほとんどな いだろう」と。また、逆に、「結婚差別があるというなら、どこにある のか」という言われ方とされます。

そういうような考え方、捉え方の違いがあるというふうに認識いたしております。

一つの参考として、お話させていただきました。

	以上でございます。
 ○吉田委員長	ありがとうございました。
〇日田安貝及	そういたしましたら、工藤副委員長より補足等も含めまして、ご説
	明等をお願いいたします。
 〇工藤副委員長	まず、「同和」という言葉なんですけれども、この由来というのは承
〇工	知していられますか。
	調べてみたところ、これは、戦前の話で、1940年に文部省から「国
	民同和への道」というものが刊行されておりますが、昭和天皇が即
	位する際の勅語から、みんな、和同してということで、「同和」とい
	う言葉が始まったようです。
	- そもそも、戦後すぐから「部落問題」として位置付けされている
	はずですよ。神奈川県においてもそういうことでやっているはずで
	す。そういう由来があったと思います。ですから、「同和問題」とい
	うものをもっと広く捉えるというのは、私は、はっきり言って、良
	く分からないんです。政府も県もそういうことで認識して公文書を
	出しているわけですから、そういう捉え方をした方が良いと思いま
	す。そこは、きちんとした方がいいと思います。
	まあ、どういう意味で、「もっと広い意味で捉える」ということな
	のか、私は理解しかねるというか、分からないのですが。
	それは、聞きたいところです。大体、全体の流れとして、そうい
	うことで捉えているはずです。全体の流れとして。小田原市もそう
	いうことで同和行政をやってきたはずなんです。
	それと、もう一つは、当事者の意見、小田原市内にも当事者の方
	がいらっしゃると思いますが、その辺の意見も聞く必要があるので
	はないかと思っています。
	それから、事件・事象が少ないのではないかというお話がござい
	ました。今日の資料のどこかに、小田原市では相談として百何十件
	ほど、百三十件ほどですか、資料のどこかにあったと思うのですが、
	その内容を分析していきますと、かなり相談というのはあるんです
	ね、そういう同和地区の関係としてね。それは、尊重した方が良い
	のではないかなと思います。
〇畠山委員	結局、考え方が違うのであれば、指針としては、その部分は触れな
	い方が良いのではないかと思うんですね。
	そういう意味では、資料として配布されている「■指針(素案) ※
	市民意見を踏まえての指針(案)」は、全体的に配慮して書かれている
	ので、そういう考え方で良いのではないかと私は思っています。
	あまり、「そっちの考え方はどうだ」、「こちらの考え方はどうだ」と
	するとこんがらがってしまいますよね。両団体とも、認定団体なんで

しょ。そのような話となるとややこしくなってしまうので、修正案のような形で良いのではないかなと。 ただいまの畠山委員のご意見ですが、非常に共感できるご意見でした。これから策定する指針を誰が推進していくのかということを考えた場合、行政も、もちろんあるかも知れませんけれども、市民一人ひとりがどうやってそれを推進していくのかということになりますから、対立する意見の部分については、それぞれの思いのままに努力されるのは大いに結構なことだと思いますが、巻き込んで大論争にするのが良いのかどうか。むしろ、私は、そういうふうにしない方が良いのではないかと考えております。
○二見委員 ただいまの畠山委員のご意見ですが、非常に共感できるご意見でした。これから策定する指針を誰が推進していくのかということを考えた場合、行政も、もちろんあるかも知れませんけれども、市民一人ひとりがどうやってそれを推進していくのかということになりますから、対立する意見の部分については、それぞれの思いのままに努力されるのは大いに結構なことだと思いますが、巻き込んで大論争にするのが良いのかどうか。むしろ、私は、そういうふうにしない方が良い
た。これから策定する指針を誰が推進していくのかということを考えた場合、行政も、もちろんあるかも知れませんけれども、市民一人ひとりがどうやってそれを推進していくのかということになりますから、対立する意見の部分については、それぞれの思いのままに努力されるのは大いに結構なことだと思いますが、巻き込んで大論争にするのが良いのかどうか。むしろ、私は、そういうふうにしない方が良い
た場合、行政も、もちろんあるかも知れませんけれども、市民一人ひとりがどうやってそれを推進していくのかということになりますから、対立する意見の部分については、それぞれの思いのままに努力されるのは大いに結構なことだと思いますが、巻き込んで大論争にするのが良いのかどうか。むしろ、私は、そういうふうにしない方が良い
とりがどうやってそれを推進していくのかということになりますから、対立する意見の部分については、それぞれの思いのままに努力されるのは大いに結構なことだと思いますが、巻き込んで大論争にするのが良いのかどうか。むしろ、私は、そういうふうにしない方が良い
ら、対立する意見の部分については、それぞれの思いのままに努力されるのは大いに結構なことだと思いますが、巻き込んで大論争にするのが良いのかどうか。むしろ、私は、そういうふうにしない方が良い
れるのは大いに結構なことだと思いますが、巻き込んで大論争にする のが良いのかどうか。むしろ、私は、そういうふうにしない方が良い
のが良いのかどうか。むしろ、私は、そういうふうにしない方が良い
のではないかと考えております。
〇吉田委員長 ありがとうございました。
ほかの委員さんはいかがでしょうか。
○志村委員 同和問題ですが、この言葉自体は、私は生まれてから大分年をとっ
て、成人になってから耳にしたのですが、なんとなく「同和」という
のは、何か、いい印象を持っておりませんでした。また、逆に、「同和」
はマイナス面ではなくプラス面もあるということを聞いたりもしま
す。
市役所の方から同和問題の講演会があるのでと良く聞くのですが、
なぜ、同和問題だけが人権なのか。「人権」と言うと、同和の関係がほ
とんどで、例えば、今日の資料、意見等を見ても、ほとんどが「同和
問題」の関係なんですね。なぜ、「同和問題」だけなのか。人権という
のは、もっと幅広く、いろいろな意見があるわけですから、これほど
の意見が出てくると、マイナス面、市民から見ると、「何か圧力がかか
っているのかな」と。何も分からない人から見ても、そのような感じ
がすると思います。ですから、「人権」は、「同和問題」だけでなく、「外
国人」の関係、「高齢者」の関係など、いろいろあるわけですから、講
演会を幅広くやっていただくとか、ここら辺も含めて、「人権」を考え
て、「同和問題」を考えていく必要があるのかなと。私も専門ではない
面、委員というより、一市民としての考え方というか、受け取り方を
いたしております。もう少し純粋な形で、指針なども骨子をつくって
いければと思います。
〇吉田委員長 ありがとうございました。
ほかにご意見ございましたらお願いいたします。
ちなみに文言について「同和地区」というふうに表記することにつ
いて、こういうふうに書いておりますと、法律が既に失効しておりま
すことから、そのような記述を削除していただきたいというようなご
意見があり、もう一方は、その表記を使っておられますので、その辺
をどうするのかということもございます。

〇事務局

【橋本福祉政策課主査】

先ほど、工藤副委員長から、いろいろ相談実績があるとのお話がご ざいました。資料102ページの一番上のところになろうかと思いま す。提出者「B_I、「№5」の「指針(素案)に対する意見」のところ に、「2 相談体制の充実」ということで、「当事者団体が行う生活相 談活動は、小田原市内だけで、08年度168件、09年度137件と県内で も相談実績が多く」とございます。これは、差別事象だけを捉えたも のではなくて日常生活、昔は雇用ですとか教育の面でいろいろな格差 等がございましたので、こちらで言われている「当事者団体」という のが、一団体が独自で実施しているものであるのならば話は違ってく るのですが、現在は、関係三団体が一緒になって、県の協力を受け、 日常のあらゆる生活における相談に対応されております。そこで、相 談事案等に係るケース会議を行い、より良い方向にということで対応 されています。相談の具体的内容、先の、08年度168件、09年度137件 ということについては、「生活・家庭」、「教育」、「住まい」、「保健」、「福 祉」、「雇用」、「法務・税務」、「保険・年金」といった分野の相談を含 めたものになっていたと思います。

また、先ほど、「同和地区」という呼称についてのお話がございまし た。「同和地区」という呼称ですが、「同和対策」を行うにあたりまし て、被差別部落について、行政の方で「ここが被差別部落ですよ」と いうことで線引きをいたしておりません。そこで、国の方ではどのよ うにしたかというと、地元や関係団体と話をしながら、対象となる地 区をさらに大きく切り取るような形で環境等の整備を行う区域、事業 区域というものを設定し、そこに対して、国が3分の2なりの大掛り な補助を行い環境の改善をしてきたと。そして、この法律が2002年に 失効したことに伴いまして、事業の区域として行政が指定していた地 域の線引きが、法の失効とともになくなっております。しかしながら、 法が失効したことに伴って、地域がまるごと消えてしまったわけでは ありませんので、解釈的には、歴史的な地区はあったという話にもな ります。この辺は、言葉の捉え方によって、一般的に「同和地区」と いうふうに使用していたとしても、一方で、「こういう定義のもとでは こうだよ、こういう定義とするとこうだよ」ということで、なかなか 言葉一つをとっても、捉え方が複数出てきてしまうような状態でござ います。

ですので、どちらの方が云々というわけではなくて、もちろん、最終的には、同和行政といいますか、部落差別ということで先ほどもありましたけれども、この問題を解消していくために活動されている三団体、その県及び県内市町村が対応している三団体のいずれも「解決した」という認識はされておりません。しかしながら、団体により現

状認識については差がございまして、その辺につきましては、行政側 の認識と平行線のままである部分もございます。

他市の指針などを見ますと、例えば、「同和問題」という呼称一つを とってみても、行政用語としての「同和問題」という呼称だけになっ ているところが比較的に多い状況にございます。ですので、行政とい たしましては、差別事象につきましても、人権侵犯事件があって、そ れが何件あったから、ここ5年で何件なかったから、まるっきりない のかというと、もちろん、差別に至る前には、偏見も存在していると 思われます。特に、先ほども、「同和問題」のことで出たのですが、例 えば、年齢によって、「子ども」や「高齢者」、また性別により「女性」、 障害の有無により「障害者」といったように、分かりやすくはありま せん。そういった意識的なところが、人々の中で根付いてしまってい ると、それが一人歩きし、具体的な差別事象につながってしまうと。 ですので、こういった人権問題に関しては、本日、お越しいただいて いる工藤副委員長も、(社)神奈川人権センターの常務理事・事務局長 という立場で、人権問題の解決に向け、いろいろとご尽力されており ます。最終的には、団体間の認識は違えど、目的としては同じ方向を 向いていると。その過程において、認識の差はあるにしても、行政と しては、現状認識に基づいて、それを、「このように推進していっては どうか」という書き方をいたしてございます。

もちろん、指針に載っているものが全てではなくて、先ほども、当 事者というお話もございましたが、一番下にございますように、関係 団体と連携していかなければ、行政だけでは解決できませんので、そ ういった意味で、団体ごとに主張が違っても、協力・連携をしていく というところございます。

ですので、言葉の一つひとつに定義付けをしていきませんと、なかなか、何をもってということは難しいと思ってございます。

例えば、差別事象ですが、この「同和問題」については、いわゆる「解放令」が発布されたことに伴い、制度上の差別はなくなっているのですが、残っていてしまったと。そして、国もいろいろな対策を講じるなどされています。そういった意味では、ほかの人権課題とは、違う要素もあるのかなと思いますが、差別事象について、元々なかったものが1件生じたとなれば、やはり、それは大きな問題です。かといって、噂話だから、それはカウントしないで良いというのも、そこから派生してくる問題もありますので、放っておいて良いというものでもなく、それで、教育や啓発といったことが現在も続けてこられています。その辺の捉え方につきましては、やはり、考え方、どういったスタンスに立つかということで、いろいろな解釈がありますので、

事実的なことを淡々と書いていると。主張の部分については、それぞれの考え方というのもございますし、「1件あったから問題なのか」、「1件しかなかったから問題ではないのか」というと、これは行政としては、「もちろん両方とも問題である」というふうに考えますので、このような観点で、市民意見募集を踏まえたものとして「■指針(素案)※市民意見を踏まえての指針(案)」を作成いたしてございます。ただ、「現状と課題」の文言について、市民意見募集時の指針(素案)の中にある「重大な問題」ということについては、「同和問題」も確かに重大な問題ですが、これは「同和問題」に限らず、ほかの人権問題もそれぞれ重要な問題でありますので、指針全体の構成の点から、「同和問題」も重大な問題の一つということで、「重大な」という文言を外させていただいております。

また、「■指針(素案)に提出者「C」の意見のみ反映させた場合」 の方にございます「人権問題の一つです。」という文言につきましても、 すべての人権課題が、それぞれ人権問題の一つであるわけですから、 こちらにつきましても整理させていただいております。

ですので、資料1「寄せられた市民意見(概要版)」だけですと、提出者のご意見というものが、意見ごとに一つの文章として捉えてしまいますと、分かりにくいところもありますので、それぞれから提出されたご意見を左右に配することで、一連の文面として比較できるような資料のつくりとさせていただいております。

〇吉田委員長

ありがとうございました。

私の方も、文言の説明が不正確なところもありましたので、事務局の方をお取りいただく方が良いと思いますので、ご参考までになさってください。

それで、具体的に詰めていかないといけないのですが、いかがいたしましょうか。

先ほどの、最後のページになりますが、指針(素案)の冊子の直前の「5 同和問題」の事務局の修正案からまいろうかというふうに思いますが、まず、工藤副委員長のご意見があるところの「同和問題(部落差別)」とするかどうかという表記の問題ですが、「同和問題(部落問題)」としている事務局案をとってはというご意見がございましたけれども、この点いかがでしょうか。

〇工藤副委員長

最初に、事務局の方でお話されたことは、大分、的を得ているんです。大体の流れはそうなっているんです。基本的には、大体、考え方は同じなので、むしろ、私は、原案の方が良いのではないかと思っております。多分、事務局は、そういう考え方に基づいてつくったはずです。そちらの方が「すっきりしていていいな」と思っておりますの

で、「なぜ、直すのかな」と思っているのですが、そうは言っても、い ろいろな意見があるでしょうから。 それと、先ほどの相談実績の件数の件でちょっと補足いたしますけ れども、私のところにも資料がきておりまして、やはり、差別事象も あります。例えば、生活保護の問題で寄せられているのですが、そこ に起因しているのは何かということがあります。結婚の問題もありま す。いろいろ就職問題を含めてありますが、どこに起因しているのか と。原因は何だったのかということで、やはりそれは部落出身の人だ ったということで、差別は結構ありますよ。この点については補足さ せていただきます。相談のすべてが生活環境関係だけではないんです。 それから、実は、言葉にこだわってばかりでは、二進も三進もいか ないのですが、実は、「現状と課題」の冒頭の「同和問題」の説明に係 る言葉については、原案の方が良いのではないかと思っております。 修正案では、「日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により」 とありますが、この言葉ではさっぱり分からない。多分、「士農工商」 のことを言っておられるのかな。差別されたのは、部落の人だけでな くて、農民だって差別されてきているんです。ですから、この表現だ と漠然としておりますので、「同和問題」のところの括弧書き部分の表 記についてはともかく、それ以下の部分については、逆に補強しては どうかと思います。ここの部分はさっぱり分からない。原案の方がス ッキリとして良いと思います。最初のところは事務局の修正案に賛同 するとして、後段の部分は補強していただきたいと思うのですが。 〇吉田委員長 ありがとうございました。 それでは、「現状と課題」の冒頭部分につきましては、「同和問題(部 落問題)」という表記とさせていただきます。 確かに、修正案の方は、プレーンに読ませていただきますと、「身分 差別により、一部の人々が不当に差別され」と続いておりますが、身 分差別が今もあるような、何といいますか、記載を少し直さなければ ならないかなと思うようなところもございまして、もう一度、文案を 練らないといけないのかなと思います。また、原案のところで、もう 一つの団体の方から、「人々の意識に起因する」という誤解を与えるよ うな表記はとっていただきたいというご提案もございました。 例えば、「封建時代の身分制度や」の次に「社会的」を入れるかどう かですかね。「社会的」のところを外して、「歴史的に形成された」の 次の「人々の意識に起因する」を外しまして、次の「差別が、現在も さまざまな形で現れている人権問題です。」といった感じでしょうか。 〇工藤副委員長 意識はあるんですよ。 〇吉田委員長 この辺につきましては、提出者ごとに考え方の違いがありまして。

〇工藤副委員長	そこが問題なんですよ。
〇吉田委員長	自然にここの文脈から、当初から出たというふうには考えていただ
	きたくないという意味だろうと思うのですが。
〇工藤副委員長	そういう意識をなくそうということで一生懸命やっているんです。
〇吉田委員長	どこに起因するかというふうに、もう一方の団体の方では読まれて、
	「それは違うよ」というような意見がついているのだろうと思うので
	すが。
〇工藤副委員長	同和対策事業の実施により、確かに、大分改善したんですよ。改善
	はしましたが、意識の面ではまだ残っていますよ。
	同和対策事業で、確かに、物理的な面はかなり改善してきましたよ。
	問題は、「なぜ、差別意識が残っているんですか」ということなんです。
	それで、「解消していくために、どうしましょうか」ということで、い
	ろいろ対応をしているんですよ。
〇吉田委員長	捉え方の差がございまして、どのような意味で、ここにこの文章が
	置いてあるかということについてご意見が分かれているところなんで
	すが。
〇工藤副委員長	原案の方が、余程、スッキリしていると思うんですよ。
	多少、修正するなら修正しても良いとは思いますが、私は、原案の
	方を基本として、やはり3行か4行程度述べておいた方が良いと思い
	ます。多分、そういうことで原案を書かれたのだろうと思うんですよ。
〇畠山委員	論点として、差別が意識に起因するかというのは、それは事務局に
	任せる話ではなくて、ここで議論する話であろうと思います。
○事務局	事務局といたしましては、冒頭に申し上げましたように、大きい捉
【穂坂福祉政策課長補佐】	え方といいますか、広義的な解釈といいますか、もちろん、パブリッ
	クコメントでのご意見等も踏まえた中で、「こういう形ではどうか」と
	いうことで修正案を出させていただいております。
〇吉田委員長	その点ではなくて、冒頭の表記については、「同和問題(部落問題)」
	とすることについては、確認いただけておりますが、その後ろに続く
	文言について、少し見直す必要があるということで、それで、原案と
	修正案を照らし合わせて、文案をどうするかというところです。ただ、
	問題は、一方の団体から「同和問題」は何に起因するかということに
	ついて、「人々の意識に起因する」ということについては、書いてくれ
	るなということでございまして、そこをどうするかということなので
	すが。
	起因の起源がどこにあるかということで捉えられたのだと思います
	が、そこをどうするかという問題があります。
	事務局としては、すんなりと読むのであれば、「歴史的、社会的に形」
	成された差別が」とするか、「社会的に」をとるのかどうかですけれど

	T
	も、「人々の意識に起因する」の部分を外しましょうというご提案で、
	純粋に、「差別」のオリジンといいますか、起源に関する記載として、
	そのように直されたと思うのですが。
	それで、「現在もさまざまなかたちで現れている重大な人権問題で
	す。」というところについては原案の方が良いのではないかと私は思う
	のですが、その次のところで、「同和地区」という言葉についてご意見
	がありまして、もし、この言葉を用いないということになりますと、
	また、難しくなってくるのですが、「現在もさまざまなかたちで現れて
	いる人権問題です」と。
〇畠山委員	資料1の、提出者「C」の意見として、「No.3」に係る「指針(素案)
	に対する意見」の欄のところに、「同和問題は人々の意識に起因する差
	別ではない」とありますが、これはどういう意味なんですかね。
〇廣井委員	ただいま、畠山委員が言われたことに関連するんですけれども、文
	脈的なことになってしまって、内容的といいますか、よく読んでみま
	すと、原案の方は、「同和問題」が意識に起因する差別だと、そういう
	ふうに直接に言っているのではないと思うんです。「封建時代の身分制
	度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別」、それが、
	現れているのが「同和問題」であると言っていると思うんです。これ
	は、ただの言葉の解釈かどうか分かりませんが、いじめも何も、まず
	は意識ですよね。ですから、そういう意識から生まれた意識が、いろ
	いろな経過をとりながら「同和問題」という問題になってきているの
	だと思います。
〇吉田委員長	複数の読み方ができる場合は、できれば、明確に整理して、歴史的
	なことを入れるのであれば、そういう文章を一つ置いて、分けて、現
	在の起因といったものの文章をつくるかどうかしないといけないと思
	います。パッと読んだときに、これは事実と違うという印象を与えて
	しまうような文章は、決して、良いものではなかろうと思いますので、
	もし、できれば整理すると。それで、事務局の方で試みられたと思う
	のですが。
○事務局	私どもが、この事務局案を出す際に、私の方で当然チェックさせて
【日比谷福祉健康部次長】	いただいております。そのような中で、極端に、二つの団体から意見
	の違いが出てきておりまして、その中で、私ども全市民に対してお示
	ししなければならない指針ということについて、折中案とかそういう
	ことではなくて、足して2で割るとか、そういう考え方ではなくて、「こ
	う書いたら、間違いではないのではないか」、「こう書いても間違いで
	はない、基本的なところは、両方には伝わるのではないか」と、表現
	の多寡、認識の差もありますことから、私どもとしては、最低限のこ
	のことはお伝えできれば、皆さんにご理解いただけるのではないかな

という中で、例えば、こちらをこう書いたから、そっちよりの意見を 採用しなかったとか、そういうふうに言われると辛いものがあります。 そういう面では、先ほどから、畠山委員、二見委員からもお話が、「特 に、その点は、分かるのであれば良いのではないか」ということであ りましたけれども、私どもとしては、その辺のところに神経を使った ところがございまして、書いてあることが間違いだということであれ ば、そのご指摘はどんどん受けて直さなければならないと思うのです が、そういう面で考えさせていただいた事務局案だということを、一 つご理解いただきたいと思います。 〇吉田委員長 私の方から提案なのですが、先ほど申しましたように、「同和問題(部 |落問題||というのはそのままで、その次に、左側の方の「封建時代の 身分制度や歴史的に形成された差別が、現在もさまざまなかたちで現 れて、」して、その次に、右側の方の文章をとりまして、「一部の人々 が不当に差別され、基本的人権が侵害されるという問題です。」とつな ぐ形ではいかがでしょうか。こうしますと、事務局案には近いですが、 若干は。 〇事務局 一点、確認ですが、提出者「C」からは、「現在もさまざまなかたち 【橋本福祉政策課主査】 で現れている」とする部分の「現在も」という記述も削除していただ きたいとのご意見もいただいてございまして、これは、差別について 事件性等を伴った実態というものが、ここ数年の間で、小田原市にお いて起きていないのではないのかという言い方をされておりますが、 そこは、意識的な問題も、問題としてはあるという認識をいたしてお ります。 指針策定済の他市の記載では、「同和問題は、日本国憲法に保障され た基本的人権にかかわる問題です。」とする一文で終わってしまってい るところもございます。その辺で、元々、意識がなければ、その先は ないわけですから、確かに、意識に起因するという面もあろうかと思 います。 また、「現在もある」というのであれば、何をもって「ある」とする のかについては、その辺は解釈的に難しい面もございます。もちろん、 ある前提のもとでは「ある」となっても、違う前提のもとでは「ない」 ということにもなります。関係団体同士で見解が一本化できれば、そ れが一番良いのでしょうが、その辺は、それぞれに考え方がございま すので。 〇吉田委員長 若干、右側の文章をとるといたしても、ちょっとだけ書き加えてい ただきたいのですが、「日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別 の影響により」といったように、今はないというようなことを示唆す るような文言などを足していただきたいと思うのですが。

〇 本	
○事務局	「現在はない」というスタンスもとってはいらっしゃらないのです
【橋本福祉政策課主査】	が。
〇吉田委員長	そうではなくて、制度的な身分差別が今はないと。
○事務局	いわゆる「解放令」の発布に伴ってというようなということですね。
【橋本福祉政策課主査】	
〇工藤副委員長	それほど難しい問題ではないと思うのですが。
	これ、2行だけでは分からないと思いますので、「同和問題」という
	ことがもう少し分かるような表現にしたらいかがでしょうか。
	「解放令」というような言葉が出てくれば、「これは、同和問題なん
	だ」ということが良く分かるのではないですか。
〇事務局	一例ですが、他市などでは、「日本社会の歴史的発展の過程で政策的
【橋本福祉政策課主査】	に形づくられてきて、明治時代に入り制度上の差別はなくなりました
	が、一部の人々が差別を受けてきています。」といったような表現をさ
	れているところもあるのですが、現在進行形として捉えるか捉えない
	かにより、もちろん、意識的な面につきましては、「何をもって」とす
	る差別の定義がはっきりしていれば別ですが、一口に差別の定義とい
	いましても、最終的には司法が事件性は判断することになりますが、
	かつて政府が国会に提出されました人権擁護法案、または、議員提案
	として国会に提出されました人権侵害救済法案においても、「差別」の
	定義というものが難しいといった面もあるようでございます。
	そういうところで、この辺の表現については、事務局の方でも難し
	いなというふうに思っているところでございます。
〇吉田委員長	それでは、委員長の方からのリクエストといたしまして、「同和問題」
	若しくは「部落問題」の起因といいますか起源についての部分の表記
	をもう少し詳しく書いていただければと。
	先ほど、事務局の方でお読みいただきました例文のように、どのよ
	うな経緯でというところは解放令のあたりまで入れていただくことは
	できますか。それで、「一部の人々が不当に差別され」というところは、
	そのままの文章をとると。
	「部落問題」の起源の部分から「解放令」のところまでを、先ほど、
	お読みいただいたような形で、少し詳しく書いていただいて、後段に
	ある「一部の人々が不当に差別され」という部分はそのまま残してい
	ただくことでいかがでしょうか。
〇事務局	「同和問題」の起源ということについては、学術レベルの話になり
【橋本福祉政策課主査】	ますと、さまざまな見解がございます。何をもってということにつき
	ましては、一自治体としては、全国共通の見解がないところでありま
	すので、ただいま、お話のありました点につきましては、表現的にい
	ろいろ検討しながら調整をさせていただければと考えております。

〇工藤副委員長	起源の論争などしたら大変なことになってしまいますので、事実関
	係、明治以降位の事実を出していけば分かると思います。事実関係を
	述べていけば。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	事務局の方で、もう一度、前半部分について調整いただくというこ
	とでお願いしたいと思います。
〇事務局	先ほど、吉田委員長が言われました「封建制度の身分制度」、それか
【清水福祉健康部長】	ら、「差別が、現在もさまざまな形で現れている」、その後に、これに
	つなげるという案をお出しいただいたところですが、私どももそれが
	いいのではと思っていたのですが、ただ、そこに「現在」という言葉
	を入れるか入れないかというご議論をいただければ良いのではないか
	と思うのですが。
〇吉田委員長	ただいまの議論では、その点については、いろいろとご意見が異な
	るところなので、「現在もさまざまなかたちで現れている」というとこ
	ろはとらないと、その代わり、修正案の方の・・・
〇事務局	「差別が、さまざまなかたちで現れ」と、一つの方策として、「差別
【清水福祉健康部長】	が現在もさまざまなかたちで現れ」、もう一つが、「差別が、さまざま
	なかたちで現れ」と、「現在」を入れるか入れないかという議論をして
	いると。
〇吉田委員長	その点については、私は、案を撤回いたしますので、先ほど、パブ
	リックコメントの中で意見が対立しているところですので、この点に
	ついては、私の案は撤回させていただきまして、事務局の修正案に若
	干、書き加えていただくと。
〇事務局	「■指針 (素案) ※市民意見を踏まえての指針 (案)」の冒頭の2行
【日比谷福祉健康部次長】	をベースに、もう少し経過が分かるようなところを加えていただきた
	いと、そういうお話でよろしいでしょうか。
〇吉田委員長	それが、ただいまの議論の経緯でございます。
〇事務局	そういたしますと、原案の、パブリックコメントをとった時点の原
【清水福祉健康部長】	案を全く変えるような感じでもっていくということになりますが、よ
	ろしいですか。
〇吉田委員長	むしろ、修正案の方をベースに、若干、経緯を書き加えてください
	とリクエストをいたしております。
〇工藤副委員長	はっきりいってこれは譲歩ですよ。私は、左側の原案の方が良いと
	思っておりますので、左側の原案の方がまるっきりダメだということ
	であれば右側の方も検討したらどうですかということですので、私と
	しては、大分譲っているということをご理解いただきたいと思います。
〇事務局	今、十分に理解できていない部分もありますので確認をさせていた
【穂坂福祉政策課長補佐】	だきたいと思います。

	工藤副委員長が言われたのは、修正案、具体的に言いますと、「一部
	の人々が不当に差別され、基本的人権が侵害されるという問題です。」
	という記述、これはこのままでということで、前段の「日本社会の歴
	史的過程で形づくられた身分差別により、」というあたりに、起源とい
	いますか、そういったことを加えまして、もう少し分かりやすく書い
	てはどうかということでよろしいですか。
〇吉田委員長	「身分差別により、」までは良いのですが、その後の経緯を少し補足
	していただきたいということです。
○事務局	「現在もさまざまなかたちで現れている」という文章は・・
【穂坂福祉政策課長補佐】	
○事務局	先ほど、畠山委員からもご指摘いただいたのですが、もう一度、こ
【清水福祉健康部長】	こで事務局案をつくり、お諮りする必要があると思います。ですから、
	今、私どもの方では、既にパブリックコメントを行ったものですので、
	本日が、最終決定をさせていただく機会だと認識いたしております。
	ですので、本日、この場で決定いただきたいと思っております。パブ
	リックコメントも実施して、市民等からご意見をいただいております
	から、最終決定は皆さんの、ここの委員会と考えてございますので、
	もう一度、事務局案をつくりますと、もう一度、皆さんにお諮りしな
	ければなりませんので、ここで決めていただくと。
〇吉田委員長	事務局のご懸念というのは、スケジュール的な面もあるのですが、
	いくつもポイントがございますので、一つずつ潰していくのは難しい
	のですが、「身分差別」の後ろに入れるような言葉を・・
〇畠山委員	先ほど、読んでいただいた明治時代に云々というところを入れてい
	ただければ、大体、良いのではないでしょうか。
〇吉田委員長	本当は、書き直さなければならないのですが、即座にできるかどう
	かということもありますので。
	ただいま、事務局の方で冒頭の2行の部分を調整いただいておりま
	すので、こちらの部分はひとまず置いておきまして、ほかの部分につ
	いて見てまいりたいと思います。
	まず、原案の「これにより環境面では一定の改善が図られてきまし
	た」という部分ですが、「住環境面では、相当程度の改善」というふう
	にされていて、さらに、「また、意識面では、人権教育・啓発活動等の
	取組により、差別意識の解消に努めてきましたが、」とあり、その後に
	もう一度、「意識面では、」というふうに出てきますので、この二つ目
	のところはとっていただきまして、以下、「世代間の差を伴いながら潜
	行した形で見られる部分もあります。」というふうになっております。
	この文章について、具体に程度を示唆する言葉が入っていたり、あ
	るいは、取組と結果等について書かれているのですが、こちらについ

	てはいかがでしょうか。
※資料配布あり	1
〇吉田委員長	ただいま、資料の配付がございましたが、横に置いていただきまし
	て、今、取り組んでおります「環境面では」以降の記述についてご意
	見をいただければと思います。
〇工藤副委員長	認識が同じであれば良いのですが、「一定」と「相当」、「一定程度の
	改善が図られてきました」、それと、「相当程度の改善が図られてきま
	した」ということですが、この辺の違いについてはどうですか。
〇吉田委員長	事務局からご回答をお願いいたします。指針(素案)で「一定」と
	なっていたものを、「相当」と書き直した違いでございます。
○事務局	言葉上は違っておりますが、これはハード面の部分として、「一定」
【穂坂福祉政策課長補佐】	とすると分かりにくいので、全体とはいかないまでも、ある程度の改
	善が図られたということで「相当程度」といたしております。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	それでは、ほかの委員のご意見はいかがでしょうか。
	大丈夫ですか。
〇工藤副委員長	分かりましたので、それはそれで結構です。
	あと、これは事実関係についてですが、「一方、国内に目を向けると」
	とありますが、これは国内だけでなく県内にもあるんですね。戸籍の
	不正取得、インターネットによる差別事件、これははっきり言って県
	内にたくさんあります。ですから、「国内に」というところは、特に、
	「小田原市に」と入れることはないにしても「県内に」とした方が良
	いのではないでしょうか。
	横浜で相当起きていますし、インターネットによる差別事件は、個
04-785	人名まで特定されてしまっている状況ですので。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	「国内に」とあるところを、「国内・県内に」としてはどうかという
○ 東敦日	ご意見であったと思いますが、事務局、いかがですか。
〇事務局 【婚士短知政策課主本】	この「現状と課題」に係る文章構成でございますが、「同和問題とは
【橋本福祉政策課主査】 	どういうものか」、「国における取組みとしてどのようなものが実施されてきたか」、「市における取組みとしてどのようなものが実施されて
	おしてい、「川におりる収組みとしてとのよりなものが美地されて きたか」、その後に、「一般論的な課題」という構成になってございま
	さんが」、ての後に、「「阪柵的な味趣」という情似によってこさいます。
	⁹ 。 「国内に目を向けると、」とするくだりですが、神奈川県だけの問題
	ではございませんので、それよりも広く「国内」というかたちで捉え
	てございます。近年においては、三重県の行政書士が、横浜市の調査
	会社からの依頼に応じ、職務上請求書を使用して戸籍等の不正取得が
	発生するなどしております。表記の点で、「県内」といたしますと、逆

	に「では、県外ではないのか」というふうにもなりかねませんので、「国
	内」という表記にいたしてございます。
〇吉田委員長	事務局の方からは、広い方を採られたということですが。
〇工藤副委員長	三重県の問題は、横浜市の業者が依頼したんですね。それを転売し
	ていますので、「県内を含む」をしてはどうかと思うのですが。
○事務局	実際として、そういうこともあるとは思いますが、先ほど申し上げ
【日比谷福祉健康部次長】	ました、国、市の動きといった全体的な流れがございます。そして、「国
	内に」という表記につきましては、私どもの方では、神奈川県内のこ
	とも含めた表現と考えさせていただいております。「国内・県内に目を
	向けると」となりますと、文章表現としては、なかなかお見受けしな
	いかたちですので、「国内では云々、さらに、県内では云々」というふ
	うな二段表記といった方法もあろうかとは思いますが、「国内・県内」
	と連続して使用される文章表現は、私ども経験上あまりございません
	ので、これも当然、県内も含めたかたちで「国内に目を向けると」と
	いう表現とさせていただいているつもりでございます。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	最終のところで「課題」というふうなかたちで一般的に書かれてい
	るという認識で、「国内で」という表記さえないところが大体の書き方
	かなと思います。他のセクションを見ますと。
〇工藤副委員長	「国内」という表記をとってしまったらどうですか。
〇吉田委員長	「国内」という表記をとるということですか。
	逆に一般的な課題ということで、他のセクションと表記を揃えて、
	「国内」とはしないというご提案ですが、いかがでしょうか。
○事務局	そういたしますと、「小田原市において」以下の部分が全て、小田原
【橋本福祉政策課主査】	市の内容ということで限定されますので、最後のところは、幅広い事
	象ということで捉えてございます。
〇畠山委員	そうしたら、「一方、市外に目を向けると」としたらどうですか。
〇吉田委員長	ただいま、「一方、市外に目を向けると」という表記にしてはどうか
	というご提案がありましたけれども、いかがですか。
_	というご提案がありましたけれども、いかがですか。 海外も含んでしまいますかね」との声あり
※「『市外』とすると、〇吉田委員長	というご提案がありましたけれども、いかがですか。 海外も含んでしまいますかね」との声あり 最後は、一般論で終わらせておいて、課題を一般的に書くというふ
_	というご提案がありましたけれども、いかがですか。 海外も含んでしまいますかね」との声あり 最後は、一般論で終わらせておいて、課題を一般的に書くというふ うな意図ということを明確にするために、「国内に目を向けると」と書
_	というご提案がありましたけれども、いかがですか。 海外も含んでしまいますかね」との声あり 最後は、一般論で終わらせておいて、課題を一般的に書くというふ うな意図ということを明確にするために、「国内に目を向けると」と書 かれたと。そこを外すと、どこの話か分からなくなるということで「市
〇吉田委員長	というご提案がありましたけれども、いかがですか。 海外も含んでしまいますかね」との声あり 最後は、一般論で終わらせておいて、課題を一般的に書くというふうな意図ということを明確にするために、「国内に目を向けると」と書かれたと。そこを外すと、どこの話か分からなくなるということで「市外に」としたらどうかというふうなご提案ですが。
_	というご提案がありましたけれども、いかがですか。 海外も含んでしまいますかね」との声あり 最後は、一般論で終わらせておいて、課題を一般的に書くというふうな意図ということを明確にするために、「国内に目を向けると」と書かれたと。そこを外すと、どこの話か分からなくなるということで「市外に」としたらどうかというふうなご提案ですが。 「市外に」としてしまいますと、小田原市においては、戸籍謄本の
〇吉田委員長	というご提案がありましたけれども、いかがですか。 海外も含んでしまいますかね」との声あり 最後は、一般論で終わらせておいて、課題を一般的に書くというふうな意図ということを明確にするために、「国内に目を向けると」と書かれたと。そこを外すと、どこの話か分からなくなるということで「市外に」としたらどうかというふうなご提案ですが。 「市外に」としてしまいますと、小田原市においては、戸籍謄本の不正取得やインターネットによる差別書込がないということを間接的
〇吉田委員長	というご提案がありましたけれども、いかがですか。 海外も含んでしまいますかね」との声あり 最後は、一般論で終わらせておいて、課題を一般的に書くというふうな意図ということを明確にするために、「国内に目を向けると」と書かれたと。そこを外すと、どこの話か分からなくなるということで「市外に」としたらどうかというふうなご提案ですが。 「市外に」としてしまいますと、小田原市においては、戸籍謄本の

Г	
	この問題は、意識に基づく差別ですから、潜行している潜在的な差別
	問題というのはたくさんあるはずだと私は思っています。そういたし
	ますと、「市外に目を向けると」とすると、小田原市内には、こういう
	被害はないと認めることになりますので、私は、少し不安が残ります
	ね。
	「国内と」とすることが、あまりにも広すぎるということでしたら、
	先ほど、工藤副委員長が言われたような、「県内においても」とする表
	現の方が、まだ救われるような気がするのですが。
○事務局	「県内においても」といたしますと、神奈川県だけの固有の問題と
【橋本福祉政策課主査】	いうわけでもございませんし、国の方でも法務省が、啓発の中で、や
	はり「同和問題」もその一つとして入ってございます。また、この問
	題は、同和対策審議会の答申においても、「国民的課題」とされており
	ましたので、これは一市民の問題であり、一県民の立場でもあり、一
	国民の立場でもあります。都道府県が異なれば「それは問題ではない」
	ということではなく、共通認識的な部分がございますので、全体の構
	成をして、このような文章表現といたしてございます。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
〇二見委員	場所を特定しないで、最近、こういう事例があったということだけ
	で良いのではないかと思うのですが。
〇事務局	その前段部分の表記に、「小田原市においては、」ということで、対
【橋本福祉政策課主査】	象を小田原市に絞っているかたちになってございます。そういたしま
	すと、それ以降、場所を特定する表記がないといたしますと、それは、
	すべて小田原市だけのことになってしまいます。
〇二見委員	あるいは、「報じられた。」という表現などはどうでしょうか。
〇事務局	逆に、「国内に目を向けると、」というのがいけないことなのかどう
【日比谷福祉健康部次長】	かをご確認いただければと思うのですが。
	「国内に目を向けると、」ということで、先ほどから、私ども事務局
	の方としては、神奈川県も含めた、広く、国の中でのものとしてお話
	させていただいておりますが、それが、全委員の中で、これが「いけ
	ない表記である」ということなのかどうか。その点をはっきりしてい
	ただけたらと思います。
〇吉田委員長	ありがとうござました。
	事務局からのご依頼でしたけれども、いかがでしょうか。
〇工藤副委員長	もちろん、いけないことではないのですが、「神奈川県内でも起きて
	いますよ」ということは少し認識して欲しいなと。単純に、一般論だ
	けではないのでね。これは、小田原市でも起きる可能性があるので、
	それは、少し、気をつけて欲しいなということを言っているんです。
	多分、これは、脚注をつけるんですよね。

○事務局	注釈はつける予定でございます。
【穂坂福祉政策課長補佐】	Thurs on a factor of a
〇工藤副委員長	インターネットの関係とかも注釈がつくのではないですか。そこで、
〇工旅町安兵民	もう少し、補足したらどうでしょうか。
○吉田委員長	ありがとうございました。
〇日四安貝茂	ただいまのご意見ですが、事務局との調整では、文言の説明等の注
	釈をつけていただくというような調整をしてございますが、個別の事
	案につきまして、例えば、事件や判例の説明を掲載するとはしてござ
	**に うさまして、
	います。
 ○事務局	ただいま、注釈のお話がございましたが、ページの余白部分に注釈
	やイラスト等をつけたいと考えてございます。ただし、注釈は、用語
[10次]田证以来休及[10亿]	の説明といったものを考えてございます。
	ただ、個別の事案の説明はないということでよろしいでしょうか。
〇事務局	はい。
〇吉田委員長	事務局の方では、いろいろと検討されて、「国内に目を向けると、」
	という表記を考えられており、「妥当でない」ということなら別ですが
	ということですが、いかがでしょうか。
	ほかに良いアイデアがあれば、ご発言をお願いしたいと思います。
	小田原市の事案、そして、一般論という流れでいきたいという構成
	ですが、なかなか良い表現が見つからないということですので、この
	ままにさせていただくということでよろしいですか。
O工藤副委員長	「目を向けると」という表現は外して、「国内では」としたらどうで
	しょうか。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	それでは、「国内では、」というようにシンプルにしてはどうかとい
	うご提案ですが、いかがでしょうか。
※特段、意見なし	
〇吉田委員長	特に、ご異論もございませんので、そのような表記にさせていただ
	きます。
○事務局	先ほどの、注釈の件でございますが、読み進めていくにあたり、一
【日比谷福祉健康部次長】	般の方が、「これは、どういう意味かな」と分かりにくい言葉について、
	事務局では、読みやすくするため注釈をつけていきたいと思います。
	そういう中で、微に至るところまでつけると、今度は注釈だらけに
	なってしまい、逆に読みにくくなりますので、そういう面で、これは、
	言葉としてどういうものだと思われるものについて、なるべく注釈を
	つけていきたいと思ってございます。

	そういう面では、なかなか個別のところまでは注釈は書けないと。
	ですので、意図的に注釈をつけたくないという意味でございますので、
	その点は、誤解のないようによろしくお願いしたいと思います。
〇吉田委員長	基本的には、文言等について、読みやすくするための注釈と言う意
	味でお考えになっているということですね。
	それで、最初に部分に戻っていただきまして、配付の資料をご覧い
	ただきたいと思います。
	「現状と課題」の冒頭の部分ですが、「同和問題(部落問題)」は、
	日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別です。明治時代に入り
	制度上の差別はなくなりました。しかし、一部の人々が、長い間、さ
	まざまな差別を受けてきています。」というさらなる修正案でございま
	すが、いかがでしょうか。
※各委員、修正文案のP	内容を検討

\sim	审	又女	ᆮ
U	#	犳	厄

【日比谷福祉健康部次長】

委員の皆様が、一生懸命、ご検討されている中、吉田委員長のお話も踏まえて、今、私どもの方で、このような表記ではどうかというものを作成してみましたので、参考まで、読み上げさせていただきたいと思います。

「同和問題(部落問題)」は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別です。明治時代に入り制度上の差別はなくなりましたが、一部の人々が、不当に差別され、基本的人権が侵害されてきた問題です。」と。

先ほど、修正案の内容をベースにしても良いとのお話がございましたので、修正案の後ろの方の表現を一部用いさせていただいたのですが、前の方で、「歴史的過程で形づくられた身分差別です。明治時代に入り制度上の身分差別はなくなりましたが、一部の人々が不当に差別され、基本的人権が侵害されてきた問題です。」と。ちょっと短い時間の中で、まとめてみたものでございますが。

〇畠山委員

それでいいよ。

〇二見委員

それで、良いのではないですか。

〇吉田委員長

ただいま、事務局から修正原案の次の提案の、さらにもう一つ進ん だ三次案が出されましたが、いかがでしょうか。

修正案の第二案といいますか、元々の修正案、「■指針(素案) ※ 市民意見を踏まえての指針(案)」の後半部分の文章をベースといたしまして、もう一度、読ませていただきますと、「同和問題(部落問題)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別です。明治時代に入り制度上の身分差別はなくなりましたが、一部の人々が不当に差別され、基本的人権が侵害されてきた問題です。」としてはどうかというご提案でした。

○ T 恭可 禾 号 目	上 よいよ
〇工藤副委員長 	一点だけ。
	基本的には良いのですが、「一部の人々が、長い間、不当に差別され」
04888	と「長い間」という文言を加えた方が良いと思います。
〇吉田委員長	ただいまの後段の部分ですが、「一部の人々が、長い間、不当に差別
	され、基本的人権が侵害されてきた問題です。」というふうに、「長い
	間」という文言を、「不当に」の前の部分に入れていただきたいという
	ご提案でございましたが、いかがでしょうか。
〇畠山委員	「侵害されてきた」という過去形的な表現はよろしくないのではな
	いかと思いますが。「侵害される」でないと、「過去はあったけど、現
	在はないよ」というニュアンスで受け取られてしまいますから。
〇吉田委員長	何か、日本語は、現在進行形がなく、現在完了というか、ずっと続
	いているという表現がないんですよね。
〇廣井委員	「長い間」という文言を入れましたからね。
	「されてきた」というのも過去形だけではないんですよね。
〇事務局	「されてきた」は現在も入るのではないでしょうか。
【日比谷福祉健康部次長】	
〇秋山委員	「されてきた」としますと、受け取り方で、過去形として捉えてし
	まう方もいらっしゃると思いますので、「されてきている」としてはい
	かがでしょうか。
〇吉田委員長	ただいまのご提案を踏まえ、後段をもう一度、お読みしますと、「一
	部の人々が、長い間、不当に差別され、基本的人権が侵害されてきて
	いる問題です。」となりますが。
〇秋山委員	ただいま、吉田委員長にお読みいただいた方が、受け取り方として
	は、分かりやすいと思います。日本語は難しくて、受け取り方が十人
	十色ですので、過去形として捉えられる方もいらっしゃると思います
	ので。
〇吉田委員長	秋山委員からのご提案でございますが、いかがでしょうか。
〇事務局	分かりやすいと思います。市民にとっては、ただいまの表現の方が
【清水福祉健康部長】	分かりやすいのではないでしょうか。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	最終的に、このような形で良いのではないかと思います。
	念のため、もう一度、読み上げます。
	「同和問題(部落問題)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた
	身分差別です。明治時代に入り制度上の差別はなくなりましたが、一
	部の人々が、長い間、不当に差別され、基本的人権が侵害されてきて
	いる問題です。」という表現にさせていただきます。
	ありがとうございました。
	これで、「現状と課題」の部分については、まとまりましたが、もう

	一つ、「主要施策の方向」のところを調整する必要がございます。
	事務局としては、原案どおりでどうかということですが、主な争点
	というのは、卓上配付させていただいたA3資料の2枚目に、指針(素
	案)と、それぞれの提出者(B·C)の意見を反映させたものとの比
	較表をご覧いただければと思います。
	なお、素案の「5 関係団体との連携」にございます「生活実態」
	については、先ほど、ご説明いただいておりますが、提出者「C」の
	方の受け取り方が、事務局の意図したところと異なるところがありま
	す。
	また、先ほど、私の方で、ご提案させていただいたのですが、「主要
	施策の方向」の記載順序ですが、素案での「3 えせ同和行為の排除」
	は、最後にしてはどうかということがあります。
	調整として、まとまりやすいのは、ただいま申し上げた「えせ同和
	行為の排除」の項目の順序でございますが、いかがでしょうか。
※「はい」との声あり	
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	それでは、「主要施策の方向」に記載している「えせ同和行為の排除」
	の項目の位置につきましては、最後にさせていただきます。
	次に、提出者「B」のご意見、これについては、提出者「C」のご
	意見とも関連が出てくるのですが、現状把握等の問題がございます。
	提出者「B」のご意見のように、新たに「部落問題についての現状
	の認識」という項目を設けるかどうかという点についてご意見をいた
	だければと思います。
〇畠山委員	提出者「B」の方と、提出者「C」の方の意見は、相対するような
	内容であるので、素案の内容のままで良いのではないかと思います。
〇吉田委員長	素案の内容のままでというご意見でございますが、こちらについて
	は、策定委員会の方で素案としてまとめた内容のままでということで
	すが、ほかにご意見ございますか。
〇廣井委員	確認させていただきたいのですが、この流れといたしまして、提出
	されたご意見につきましては、市として、お答えをされるのでしょう
	かっ。
〇事務局	パブリックコメントで寄せられたご意見については、回答はいたし
【穂坂福祉政策課長補佐】	ません。
〇廣井委員	提出者「B」や「C」の方に対して、個別に回答しないということ
	ですか。
〇吉田委員長	回答はいたしませんが、もちろん、議事録は、お読みすることがで
	きますので、どういう議論がされたかは分かります。
〇廣井委員	基本的に、これは「指針」でございまして、市民の多くに啓発する

	1
	と。私も人権擁護委員を務めさせていただきながら、新たに、知るよ
	うなことも多くございましたので、そういう観点で良いのではないか
	と思います。啓発する、皆さんにもっと考えていただくことが、この
	指針の大切な部分であると思いますので、「同和問題」だけを深く、細
	かく記載するというのは、全体的な構成からどうかという思いもござ
	います。そういうことで、ただいまのご意見で良いのではないかと思
	います。
〇吉田委員長	現状、つまり、素案の内容のままということですね。
〇事務局	廣井委員からのご意見に関連してですが、パブリックコメントの扱
【日比谷福祉健康部次長】	いにつきましては、ただいま、担当の方から申し上げましたように、
	個々に対しての回答はいたしませんが、一応、市議会の方に、厚生文
	教分野を所管する常任委員会がございまして、そちらに方に、パブリ
	ックコメントを募集することについて報告をいたしてございます。
	したがいまして、その結果といたしまして、「こういう意見がござ
	いました」と。また、「パブリックコメントの意見を踏まえ、策定委
	員会の方では、こういう考えで、指針としては、こういうふうになり
	ました」という経過は、説明させていただく場面はあろうかと思いま
	すので、ご承知置きいただきたいと思います。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	ほかに、ご意見がないようでしたら、「主要施策の方向」に、新たに
	「部落問題についての現状の認識」という項目を追加してするという
	ご意見については、素案のままということで、新たに項目の追加は行
	わないということにさせていただきます。
	もう一つ、議論しないといけないのは、提出者「C」からのご意見
	で、「就職、結婚等に関わる差別や偏見をなくすため」とう記載につい
	て、小田原市において、そうした問題があるのかということに基づい
	て、削除した方が良いというご意見がございますが、素案の段階での
	「1 人権教育・啓発の推進」と「4 個人情報の保護」を一緒に扱
	わせていただきたいと思います。
	何か、ご意見ございますか。
〇木原委員	このご意見も、提出者「B」の方の意見では、「現在も、なお存在し
	ている」という書き方をされていますので、あるかないかということ
	には、いろいろな捉え方ができますので、そういう意味では、原案の
	ままで良いのではないかと思います。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	事務局との調整の部分では、どのレベルで捉えるのか、相談のレベ
	ルなのか、表立って出てきたものなのか、事件となったものだけなの
	かというようなことを考えましたときに、いろいろな捉え方ができる

	ので、一概に書くことは難しいというご説明があったと思いますが。
○事務局	行政としましては、当然に、差別事件、人権侵犯事件でないと、件
【穂坂福祉政策課長補佐】	数としてカウントすることは難しい面がございます。
	先ほども、申し上げてございますように、心理的な面につきまして
	は、否定しているわけではございませんので、その辺も汲んでいると
	形で記載いたしてございます。
	以上です。
〇工藤副委員長	多分、小田原では、まだいろいろあるかもしれない。ただ、それが
	十分に把握されていないだけかも知れませんが、近隣のある市では、
	必ずあったんです。結婚差別とかがかなり根強く、何件もありました。
	ですから、「ない」とは言い切れないんです。大きな問題となっていま
	して、今もあるかも知れない。「そこの人とは結婚するな」とか、「そ
	の地区だけで結婚しろ」とかあるんですけれども、小田原もあるかも
	知れない、それを把握できていないだけかも知れませんので、私は、
	現状、つまり素案の内容のままで良いと思います。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	ほかに、ご意見ございますか。
	一方で、「恐れ」というレベルで書くなというご意見をいただいてい
	たりするわけですが、表立って、現れていない部分、報告されていな
	い部分等のことも踏まえ、現状のとおり、つまり、素案の内容のまま
	でとするご意見が多いようでございますが、そのような扱いでよろし
* [hh] a++ h	いですか。
※「はい」との声あり	بر ريا بر _{(10,10} بر الريا بر _{(10,10} بر الريا بر _{(10,10} بر الريا بر _{(10,10} بر الريا بر الريا بر الريا بر _{(10,10} بر الريا بر الريا بر الريا بر _{(10,10} بر الريا بر الريا بر الريا بر (10,10 بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر (10,10 بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر (10,10 بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر (10,10 بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر (10,10 بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر (10,10 بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر (10,10 بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر (10,10 بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر الريا بر (10,10 بر الريا بر
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	それでは、原案、つまり素案の内容のままとさせていただきます。
	あと、残ってございますのは、提出者「C」の方からのご意見で、「主
	要施策の方向」のうち、「5 関係団体との連携」の記述の中の「生活 実態や意識の把握」のところでございますが、これについて事務局の
	方で、もう一度、ご説明をお願いしたいと思います。
<u> </u>	生活の実態調査というのは、特別措置法があった頃には、事業を実
しず457円 【橋本福祉政策課主査】	施する区域というものが存在しておりましたので、県の方で、その区
【响作语证以不除工具】	域を対象といたしまして、地域に入って、実態調査をされた経緯があ
	ったと承知いたしております。その後、法律の失効後については、県
	の方で、そのような実態調査はなされていなかったのではないかと思
	います。
	また、歴史的な地域だけでなく、特に神奈川県におきましては、混
	住化といいますか、都市化に伴います人口の移動といったものを踏ま
	え、施策を実施するにあたりましては、「属地」ではなく、「属人」と
	1

して実施してきた経過もございます。そのため、一概に、生活実態調査というのは難しい面がございます。
この点につきましては、先ほどから申し上げてございますように、
関係団体の方で、相談活動などを実施されておりまして、県内の関係
三団体が協力して、一つの組織を立ち上げ、県の支援のもと、相談活

関係団体の方で、相談活動などを実施されておりまして、県内の関係 三団体が協力して、一つの組織を立ち上げ、県の支援のもと、相談活動を実施されていてございます、その相談活動において出されました 事例等につきましては、行政側との共有化を図るため、年に数回開催 される行政との連絡会議の場で報告がなされるなどしております。

また、「主要施策の方向」の中で、「5 関係団体との連携」といた しておりますように、行政側としても個々の関係団体の方々とお会い する機会等を通じお話をいただく場面もございます。

そういう意味では、特定の地域を限定しての実態というわけではご ざいませんが、ただいま申し上げたような形での状況把握という意味 で、「生活実態の把握」と記載させていただいております。 以上です。

〇吉田委員長

パブリックコメントでのご意見とは、少し捉え方が異なっているようでございますけれども、「主要施策の方向」のうち、「5 関係団体との連携」のところの表記につきましては、ただいまの事務局からのご説明を踏まえ、修正すべきとするご意見はございますか。

あまり書き様がないようでしたら、その都度、ご説明願うしかなかろうかと思います。仮に、議会の方でそのような説明を求められましても、そのようなご説明をいただいて、その懸念を払拭するしかなかろうと思いますが、いかがですか。

※「結構です」との声あり。

〇吉田委員長

ありがとうございました。

そういたしましたら、「主要施策の方向」のうち、「5 関係団体との連携」、ただ、順序の変更をいたしますので、新しい順番は「4」となりますが、こちらの内容、「生活実態」という表記はこのまま、素案のままとさせていただきます。

○事務局

【橋本福祉政策課主査】

先ほど、廣井委員から、パブリックコメントのことでご質問をいただきました。もちろん、いろいろな媒体等を通じまして、この「小田原市人権施策推進指針(素案)」につきましての市民意見の募集、いわゆるパブリックコメントの実施について周知をいたしたところでございまして、この「同和問題」の関係につきましては、私ども、福祉政策課の方で、直接に、関係団体の方へ案内いたしたところでございます。

結果的に、お寄せいただきました意見としては、個々の意見といた しますと総数で24件ではございますが、提出者別では、2団体・1個

	<u></u>
	人ということで、この結果が、「内容的にまとまっている」から意見
	がないのか、それとも、「人権問題」については、まだまだ「身近な
	もので問題である」という認識がいただけていない部分の現れなのか
	と、どのように捉えて良いのか難しいところもございますが、特段、
	「同和問題」に係る意見のみが突出しているというふうには捉えてご
	ざいませんので、参考までに申し添えさせていただきます。
〇吉田委員長	正面から「人権」となりますと、まだまだ興味を持たれにくい現状
	もあるとのことでしたので、今後も、啓発等に力を入れていっていた
	だきたいと思います。
	それでは、議題(1)「パブリックコメントを受けての再検討につい
	て」につきましては、この辺で終わりにさせていただきます。
(2) その他	
〇吉田委員長	次に、議題(2)「その他」とございますが、委員の皆様から何かご
	ざいますか。
	スケジュール的には、次回が最終ということですので、何か、修正
	する点、再考すべき点とかございましたら、スケジュールに間に合う
	ようにしていく必要があるのですが。
〇工藤副委員長	これは、前回にも議論になったと思いますが、指針の中に、「人権条
	例」や「人権宣言」といったものを、報告書の中にきちんと入れるべ
	きだという意見を述べさせていただきましたが、それを入れていただ
	きたいと思います。
	前回、議論となったのは、指針の中ではなくて、市長に提出する際
	の前文ですか、委員長名による文書、そこに入れていただくといった
	ことが議論されましたので。
〇事務局	指針の中ではなくて、指針の内容が最終的にまとまりまして、市長
【穂坂福祉政策課長補佐】	に報告するときに、「こういった意見等もありました。」と。そういっ
	たご議論でした。
〇畠山委員	この策定委員会の総意として入れるとするならば、きちんと、例え
	ば、どこか他市で人権条例を制定しているとか、そういった資料をい
	ただかないといけないだろうと思います。
	「委員の意見として、このような意見もありました」という程度の
	付け加えでしたら問題ないと思いますが、この委員会として、「今回、
	指針を策定したのだから、今後は条例を制定すべきだ」と言うのであ
	れば、きちんと議論した上でやらなければならないと思います。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	いかがいたしますか。

0 = 75 0	ь г т. п ээ ээээ ээ
│○事務局	畠山委員がおっしゃられましたように、報告されるときには、当然
【日比谷福祉健康部次長】	に、県内の状況ですとか、そういうことも併せながら、市長には、そ
	の意見を紹介させていただきたいと思います。
	ただ、「人権条例を制定していただきたい」という声が大勢でありま
	すならば、この委員会でご議論いただきたいところですが、今のとこ
	ろ一委員からそのようなお話があったというところで、私どもが、そ
	のことについて、報告申し上げる内容の一つとしてはあるのかなと思
	います。
〇吉田委員長	申し訳ございませんが、もう一度、ご確認させていただきたいと思
	います。「このような議論があった」という説明を加えるようなご提案
	でよろしいでしょうか。
〇工藤副委員長	また、議論するとなりますと、一回では終わりませんので、やはり、
	全国の状況ですとか、県内の状況、「人権条例とは何なんだ」というと
	ころからはじめて、いろいろと勉強しなければなりませんので、それ
	はそれで、また、別の機会でということで、今回は、「このような意見
	があった」ということを加えていただければということです。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	そういたしましたら、議論の対応と申しますか、報告するというよ
	うなことで良いと。
	ほかには、何かございますか。
〇畠山委員	こういうような指針ができたということで、公表されるのはいつに
	なるのですか。
〇事務局	当然、この後、市長へ報告し、議会等へも報告して、その後となり
【穂坂福祉政策課長補佐】	ます。
〇畠山委員	これは、指針ですから、市長決裁ということになるんですか。
〇事務局	最終、3月定例会を考えてございます。3月定例会で報告したその
【清水福祉健康部長】	日に記者の方に投げ掛けをさせていただくというような段取りになっ
	てこようと思います。
〇畠山委員	議事録なり、何なりを見た市民の方から、「あなたは、なぜ、このよ
	うなことを言ったのか」という話がでてくることもあるかと思います。
	私は、自分が発言したことに責任を持ちますから主張いたしますが、
	そういった場合の対応について、事務局の方とも相談しなければなら
	ないかなと、「このような話があったけれども」といったように相談す
	る場合もあるかなと思っております。
○事務局	その点につきましては、ただいま申し上げましたように、議会への
【日比谷福祉健康部次長】	報告のタイミング、また、外への情報発信のタイミング、あわせて、
	その辺の情報提供をさせていただきながら、必要があれば、その連絡
	調整をやっていきたいと思っております。

	よろしくお願いいたします。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	扱う分野も広く、専門家ではない委員も入っていただいて、いろい
	ろなご意見を出していただいており、非常に難しいところもございま
	すので、そのようなことがございましたら協議しつつ対応をしていか
	なければならないかなと思います。
	本日のところにつきましては、一応、まとまりましたので、ありが
	とうございました。
	一点、事務局の方からご説明が漏れているところがあると思います
	が、「障害者」の表記の件についてご説明をお願いいたしたいと思いま
	す。
○事務局	「IV 分野別施策の推進」の「4 障害者の人権」の議論の中で、
【穂坂福祉政策課長補佐】	畠山委員からもお話があったかと思いますが、その「障害者」の「害」
	の表記につきまして、小田原市としては「害」と「がい」のいずれの
	表記を用いるのかというお話がございました。
	この件につきましては、国の方でもいろいろと議論がある中、小田
	原市の方では、同じ福祉健康部内の障害福祉課が、この8月に開催さ
	れた常任委員会におきまして、まだ、「仮称」ではございますが「おだ
	わら障がい者基本計画」に係る報告がございました。その際、障害の
	「害」という表記につきましては、ひらがなの「がい」で統一されて
	おります。そのような関係で、私どもが、「小田原市人権施策推進指針
	(素案)」に係る報告をいたしましたのが6月でしたので、ここで委員
	の皆様にお話して、指針の中の「障害」という表記を、「障がい」に修
	正することにご了解いただければと考えてございます。
	以上でございます。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	行政文書の表記を揃えるという観点からも、また、畠山委員からの
	ご意見も踏まえ、「障害」の「害」の表記をひらがなの「がい」にする
	というご提案でございますが、よろしいですか。
○事務局	「おだわら障がい者基本計画」についても、現在、3月定例会で報
【清水福祉健康部長】	告させていただくことで考えております。特に、「おだわら障がい者基
	本計画」において、「害」の表記をひらがなの「がい」にさせていただ
	くのですが、「障害者基本法」といったように、国で決められた、法律
	等で規定されております固有名詞につきましては、漢字の表記を使う
	ということになるため、非常に分かりにくいところもございます。一
	応、「おだわら障がい者基本計画」の中では、「障害者」の「害」の表
	記については、ひらがな表記の「がい」を用いようということで、そ
	の委員会には二見委員にもご参加いただいておりますが、そういうこ

	とで、一応、統一させていただいておりますので、ご了解いただきた
	いと思います。
〇吉田委員長	詳細な、ご説明をありがとうございました。
〇工藤副委員長	流れとしてはそうだと思いますけれども、ただ、どういう議論をし
	て、なぜ、そうしたのかというのは、しっかりと説明された方がいい
	と思います。単に、表記を変えるだけではなくて、意味があるでしょ
	うから、我々も障害者団体と交流したりしておりますが、表記を変え
	ただけでは、差別は決してなくなりませんから。また、一方で、「差別
	がなくなるまで表記を変えるのは許さない」という意見もあるんです。
	ですので、かなり慎重にしないと、逆の意見を有するところから抗議
	があるかも知れませんので、説明根拠をしっかりとしていただきたい
	と思います。
〇吉田委員長	ただいまのご意見についまして、事務局から補足説明等はございま
	すか。
○事務局	「おだわら障がい者基本計画」につきましては、ただいま部長から
【日比谷福祉健康部次長】	申し上げましたように、現在、障害福祉課の方で策定作業を進めてい
	るところでございますが、障害をお持ちの方の中には、やはり「害悪」
	の「害」という文字を充てることに抵抗感をお持ちの方がいらっしゃ
	るようでございますので、そのような中で、一応、小田原市の福祉健
	康部としては、そういう計画のものについては、「障がい者」というよ
	うに、ひらがな表記にしようということに相成りました。
	人権担当セクションというのは、将来の課題なのですが、一応、現
	在、「小田原市人権施策推進指針」の策定に携わっている福祉政策課と
	しては、同じ福祉健康部として、その統一性はとっておきたいという
	中で、先ほどの、事務局からの提案説明ということでございます。一
	応、そのようなことで対外的には説明させていただきたいというふう
	に思ってございます。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	よろしいですか。
〇工藤副委員長	まあ、いろいろとあると思いますけれども。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	それでは、固有名詞等を除き、「障害」の「害」という表記は、ひら
	がな表記の「がい」にさせていただくということで、事務局のご提案
	どおりにさせていただきたいと思います。
	それでは、事務局の方から、次回の日程についてお願いいたします。
○事務局	それでは、次回の日程ですが、予定では最終回となります。
【穂坂福祉政策課長補佐】	当初の予定では、10 月中に開催するということでお願いさせていた
	だいたところでございますが、会場確保等の都合から、10 月中の開催

	が難しい状況にございまして、正副委員長と調整させていただいた結
	果、11月に開催してはどうかということになりました。
	そこで、一案でございますが、指針(素案)の 28 ページをご覧いた
	だきたいと思います。ここに、「小田原市人権推進指針策定委員会設置
	要綱」が掲載されておりますが、委員任期につきましては、第3条第
	2項にございますように、平成22年10月31日ということになってご
	ざいますので、この要綱を改正し、一応、委員の任期を年内いっぱい
	にしてはどうかということで事務局としては考えてございます。
	そして、設置要綱を改正する前提でのお話となりますが、最終の策
	定委員会を、お忙しい中、恐縮ではございますが、11月8日(月)、若
	しくは、11月12日(金)の午後2時からということでお願いできれば
	ということで考えてございます。
	なお、会場につきましては、11月8日(月)の場合は「県合同庁舎」、
	11月12日(金)の場合は、本日と同じ会場、小田原市役所の「全員協
	議会室」を確保いたしてございます。
〇吉田委員長	ご都合はいかがでしょうか。
※日程協議	
〇吉田委員長	そういたしましたら、次回の開催につきましては、11月8日(月)、
	場所は県合同庁舎にて、時間は午後2時からということでお願いいた
	します。
○事務局	委員任期の件ですが、そのような形で要綱改正を行うということで
【穂坂福祉政策課長補佐】	よろしいでしょうか。
〇吉田委員長	要綱改正の件につきましては、よろしいですか。
※「はい」との声あり	
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	それでは、11 月8日(月)の午後2時から、場所は県合同庁舎とい
	うことでお願いいたします。
	また、後日、会議開催通知をもって連絡させていただきますので、
	よろしくお願いいたします。
○事務局	次回の予定でございますが、最終案を委員の皆様にお示しさせてい
【穂坂福祉政策課長補佐】	ただく予定でございます。
	注釈やイラストを加えるといったご意見をいただいておりますの
	で、10 月中を目途に、一度、委員の皆様にお示しさせていただければ
	と考えてございます。
〇吉田委員長	ありがとうございました。
	それでは、以上を持ちまして、本日の議題はすべて終了いたしまし
	たので、第6回の策定委員会を閉会させていただきます。
	ありがとうございました。